

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	奄美市 保育所における保育の実施又は措置に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奄美市は、保育所における保育の実施又は措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

奄美市長

## 公表日

令和6年12月2日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	保育所における保育の実施又は措置に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項の規定に基づき、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、保護者の労働又は疾病その他の事由により、保育を必要とする児童の利用の要請を行うものとする。手続については現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能で届出・申請書等の受領を行う。通知についても現行の郵送等以外にマイナポータルのお知らせ機能での通知を行うことができる。</p> <p>主に以下の事務を行う。</p> <p>保育所等の利用について調整を行うにあたり、優先利用を踏まえ、利用者ごとに保育の必要度について指数(優先順位)づけを行う。</p> <p>優先利用の対象となる事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①ひとり親家庭</li><li>②生活保護世帯</li><li>③主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合</li><li>④虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合</li><li>⑤子どもが障害を有する場合</li><li>⑥育児休業を終了した場合</li><li>⑦兄弟姉妹について同一の保育所等の利用を希望する場合</li><li>⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童</li><li>⑨その他市町村が定める事由</li></ul>
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム

## 2. 特定個人情報ファイル名

対象者情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 9項
--------	-----------------

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供事務) なし (情報照会事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17の項	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長

## 6. 他の評価実施機関

-
---

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111
-----	--

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した
---------

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。	
-------	--	--

## 9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	研修計画を策定し、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修の実施及び事務取扱者への適切な監督を行っている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月8日	I 関連情報-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携.-②法令上の根拠	(情報提供事務) 無し (情報照会事務) ①番号法第19条第7項 別表第二 13の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 無し	(情報提供事務) 無し (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 13の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3	事後	
平成29年6月8日	I 関連情報-1.特定個人情報を取り扱う事務-②事務の概要	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項の規定に基づき、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、保護者の労働又は疾病その他の事由により、保育を必要とする児童の利用の要請を行うものとする。</p> <p>主に以下の事務を行う。 保育所等の利用について調整を行うにあたり、優先利用を踏まえ、利用者ごとに保育の必要度について指数(優先順位)づけを行う。</p> <p>優先利用の対象となる事項            ①ひとり親家庭            ②生活保護世帯            ③主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合            ④虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合            ⑤子どもが障害を有する場合            ⑥育児休業を終了した場合            ⑦兄弟姉妹について同一の保育所等の利用を希望する場合            ⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童            ⑨その他市町村が定める事由</p>	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項の規定に基づき、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、保護者の労働又は疾病その他の事由により、保育を必要とする児童の利用の要請を行うものとする。また、現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、マイナポータルを利用した、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。通知についても現行の郵送等以外にマイナポータルのお知らせ機能で通知を行う。</p> <p>主に以下の事務を行う。 保育所等の利用について調整を行うにあたり、優先利用を踏まえ、利用者ごとに保育の必要度について指数(優先順位)づけを行う。</p> <p>優先利用の対象となる事項            ①ひとり親家庭            ②生活保護世帯            ③主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合            ④虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合            ⑤子どもが障害を有する場合            ⑥育児休業を終了した場合            ⑦兄弟姉妹について同一の保育所等の利用を希望する場合            ⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童            ⑨その他市町村が定める事由</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月8日	I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－②所属長	福祉政策課長 上野 和夫	福祉政策課長 石神 康郎	事後	
平成29年6月8日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年9月8日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成29年6月8日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年9月8日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成29年6月8日	I 関連情報－1.特定個人情報を取り扱う事務－③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバ	団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月23日	I 関連情報－1.特定個人情報を取り扱う事務－②事務の概要	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項の規定に基づき、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、保護者の労働又は疾病その他の事由により、保育を必要とする児童の利用の要請を行うものとする。また、現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、マイナポータルを利用した、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。通知についても現行の郵送等以外にマイナポータルのお知らせ機能で通知を行う。</p> <p>主に以下の事務を行う。</p> <p>保育所等の利用について調整を行うにあたり、優先利用を踏まえ、利用者ごとに保育の必要度について指数(優先順位)づけを行う。</p> <p>優先利用の対象となる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ひとり親家庭</li> <li>②生活保護世帯</li> <li>③主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合</li> <li>④虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合</li> <li>⑤子どもが障害を有する場合</li> <li>⑥育児休業を終了した場合</li> <li>⑦兄弟姉妹について同一の保育所等の利用を希望する場合</li> <li>⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童</li> <li>⑨その他市町村が定める事由</li> </ul>	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項の規定に基づき、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、保護者の労働又は疾病その他の事由により、保育を必要とする児童の利用の要請を行うものとする。手続については「情報提供等記録開示システム」(マイナポータル)を利用してサービス検索の利用を行うことができる。現行の窓口や郵送での書類の受入以外に「鹿児島県電子申請共同運営システム」を利用して電子申請機能での受領を行う。通知についても現行の郵送等以外に「情報提供等記録開示システム」(マイナポータル)のお知らせ機能で通知を行うことができる。</p> <p>主に以下の事務を行う。</p> <p>保育所等の利用について調整を行うにあたり、優先利用を踏まえ、利用者ごとに保育の必要度について指数(優先順位)づけを行う。</p> <p>優先利用の対象となる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ひとり親家庭</li> <li>②生活保護世帯</li> <li>③主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合</li> <li>④虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合</li> <li>⑤子どもが障害を有する場合</li> <li>⑥育児休業を終了した場合</li> <li>⑦兄弟姉妹について同一の保育所等の利用を希望する場合</li> <li>⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童</li> <li>⑨その他市町村が定める事由</li> </ul>		
平成29年10月23日	I 関連情報－1.特定個人情報を取り扱う事務－③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索機能(マイナポータル)、情報提供等記録開示システム(マイナポータル)、鹿児島県電子申請共同運営システム		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月31日	I 関連情報-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(情報提供事務) 無し (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 13の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3	(情報提供事務) 無し (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 13の項、16の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3、第12条	事後	
平成30年5月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年10月23日時点	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年5月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年10月23日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和1年5月31日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	-	[○] 提供・移転しない	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	[○] 接続しない(提供)	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	-	[○] 自己点検	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉政策課長 石神 康郎	福祉政策課長	事後	様式変更に対応
令和1年11月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	
令和1年11月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	
令和2年9月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和2年9月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月10日	I 関連情報-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(情報提供事務) 無し (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 13の項、16の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3、第12条	(情報提供事務) 無し (情報照会事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 13の項、16の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3、第12条	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	
令和6年12月2日	I -2-②事務の概要	-	「鹿児島県電子申請共同運営システム」に係る記述を削除。	事後	
令和6年12月2日	I -3法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一 8項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条	番号法第9条第1項 別表 9項	事後	番号法の一部改正
令和6年12月2日	I -4-②法令上の根拠	(情報提供事務) 無し (情報照会事務) ①番号法第19条第8号 别表第二 13の項、16の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3、第12条	(情報提供事務) なし (情報照会事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17の項	事後	番号法の一部改正
令和6年12月2日	I -5-①部署	保健福祉部福祉政策課	保健福祉部こども未来課	事後	体制変更
令和6年12月2日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年9月10日 時点	令和6年12月2日 時点	事後	基準日の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	IV-8 判断の根拠	-	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	-	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	IV-11判断の根拠	-	研修計画を策定し、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修の実施及び事務取扱者への適切な監督を行っている。	事後	様式変更に伴うもの